

多面的機能支払交付金

写真で見る活動事例集



島根県農地・水・環境保全協議会

令和3年2月

目次

1. 農地維持活動

(1) 地域資源の基礎的な保全活動

点検	P 2
計画策定	P 3
研修	P 3
農用地	P 4
水路	P 5
農道	P 6
ため池	P 7
異常気象時の対応	P 8

2. 資源向上活動（共同）

(1) 施設の軽微な補修

機能診断	P 10
計画策定	P 10
研修	P 10
農用地	P 11～P 12
水路	P 13～P 16
農道	P 17～P 18
ため池	P 19～P 20

(2) 農村環境保全活動

生態系保全	P 22～P 24
水質保全	P 25～P 26
景観形成・生活環境保全	P 27～P 28
地下水かん養	P 29
資源循環	P 30
啓発・普及活動	P 31～P 34

(3) 多面的機能の増進を図る活動

遊休農地の有効利用	P 36
農地周りの環境改善活動の強化	P 36
地域住民による直営施工	P 37
防災・減災力の強化	P 37
農村環境保全活動の幅広い展開	P 38
やすらぎ・医療及び教育機能の活用	P 38
農村文化の伝承を通じた 農村コミュニティの強化	P 39
広報活動	P 39

3. 資源向上活動（長寿命化）

水路	P 42～P 43
農道	P 44～P 45
ため池	P 46
農用地	P 47～P 48

農地維持活動

(1) 地域資源の基礎的な保全活動

取組番号 1 点検

農用地：遊休農地等の発生状況の把握

水路：水路の泥の堆積状況、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況、通水状況の把握

農道：路面の凹凸状況、側溝の泥の堆積状況の把握

ため池：泥の堆積、管理道路の状況の確認、ゲート等のため池附帯施設の点検



遊休農地等の発生状況の点検



水路の点検



農道の点検



ため池の点検

取組番号2 年度活動計画の策定

点検結果を踏まえて、年度活動計画を策定



総会で年度活動計画を決定

取組番号3 事務・組織運営等に関する研修
機械の安全使用に関する研修

「事務・組織運営に関する研修」及び「機械の安全使用に関する研修」の2つの研修について、5年間に各1回以上実施



県協議会が主催した事務実務研修会に参加



講師を招き
「機械の安全使用に関する研修会」を開催

農用地

取組番号 4 遊休農地発生防止のための保全管理

農用地の草刈り等や害虫駆除の実施、耕作可能な状態に農用地を保全管理



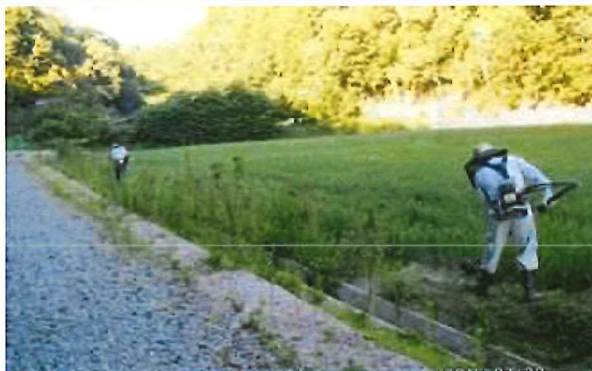
乗用草刈機による遊休農地未然防止



草刈機による遊休農地未然防止

取組番号 5 畦畔・法面・防風林等の保全管理

ほ場内の作業性の確保、病虫害発生低減等のために畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草。ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い



畦畔の草刈り



防風・防砂目的の防風林の枝払い

取組番号 6 鳥獣害防護柵等の保守管理

鳥獣被害防止のための防護柵等の下草刈りや簡易補修等
防風ネットの下草刈りや簡易補修等



防護柵の破損箇所の補修



防風ネットの下草刈り

取組番号 7 水路の草刈り

水路やその周辺部の草刈り又は除草、ポンプ場等やその周辺の草刈り又は除草



水路の草刈り



ポンプ場、調整池の草刈り

取組番号 8 水路の泥上げ

水路の泥上げ、ポンプ吸水槽等の泥上げを行い適正に処理



水路の泥上げ



ポンプ場集水池の泥上げ

取組番号 9 水路附帯施設の保守管理

かんがい期前に制水弁等への注油、ゲート類等の保守管理、遮光施設の適正管理



ゲート（水門板）の保守管理

農道

取組番号10 農道の草刈り

農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草、枝払い



農道路肩・法面の草刈り



幹線農道の草刈り

取組番号11 農道側溝の泥上げ

農道側溝の泥上げを行い適正に処理



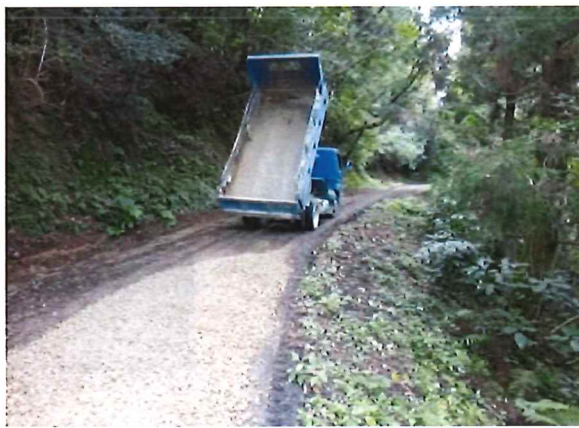
農道側溝の泥上げ

取組番号12 路面の維持

農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる路面の凹凸の解消



農道路面のわだち部に路盤材を補充



農道へ路盤材を敷設

取組番号13 ため池の草刈り

ため池又はその周辺部の草刈り、除草



ため池の草刈り

取組番号14 ため池の泥上げ

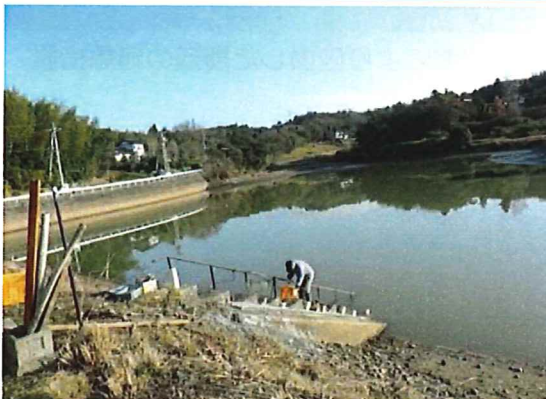
ため池の泥上げを行い適正に処理



ため池の泥上げ

取組番号15 ため池附帯施設の保守管理

かんがい期前の施設の清掃・防塵、管理道路の補修（草刈り、側溝泥上げ、路面の維持）、遮光施設の適正管理、ゲート類の保守管理



かんがい期前の斜樋の
清掃・保守管理



ため池底部の底樋ゲート周辺の土砂の
取り除き・保守管理

取組番号16 異常気象時の対応

□ 異常気象後の見回り

洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象が収まった後に十分に安全を確認したうえで、農用地、水路、農道、ため池、それら附帯施設等の見回りを行い状況を把握



台風通過後の施設の見回り



豪雨後の水路の見回り

□ 異常気象後の応急措置

異常気象後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況や、水路、農道及びため池に土砂や雑木等の流入、施設機能に障害が生じるような状況の場合に必要な応じて応急処置



異常気象後の倒木の処理



地震により破損した農道の応急措置

※ 作業現場の安全を十分に確認し、作業も安全第一に行ってください。